



弁護士による 無料法律相談

○相続、離婚、債権・債務などの専門的な知識の必要な法律問題について、
弁護士が相談に応じ、問題解決に向けたきっかけづくりを行います。

○対象は、市内に在住・在勤・在学の方です。

○相談時間は30分です。

○相談日の1週間前（閉庁日の場合は、翌開庁日）から予約が可能です。

○相談できる回数は、内容にかかわらず同月内に1回限りとします。

○予約先 市政情報相談課

TEL 06-4309-3104

実施場所	曜日	時間	定員
本庁	月曜・水曜・金曜	13時～16時	14人
本庁 （ナイター相談）	第2火曜	17時30分～20時	12人
本庁 （土曜日）	第4土曜	9時～11時30分	12人
布施駅前	第1火曜・第3火曜	13時～16時	7人
リージョンセンター	10月24日(金) 行政なんでも相談	10時～15時30分 (受付) 予約不要	先着順
若江岩田駅前 リージョンセンター	第1木曜・第3木曜	13時～16時	7人
四条 リージョンセンター	第2木曜・第4木曜	13時～16時	7人
楠根 リージョンセンター	偶数月の第2火曜	13時～16時	7人
中鴻池 リージョンセンター	偶数月の第4火曜	13時～16時	7人
日下 リージョンセンター	奇数月の第2火曜	13時～16時	7人
近江堂 リージョンセンター	奇数月の第4火曜	13時～16時	7人

※土曜日（第4土曜を除く）・日曜日・祝日は実施しておりません

令和 7 年

10 月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
			1 本庁	2 若江岩田	3 本庁	4
5	6 本庁	7 布施	8 本庁	9 四条	10 本庁	11
12	13	14 楠根 本庁ナイター	15 本庁	16 若江岩田	17 本庁	18
19	20 本庁	21 布施	22 本庁	23 四条	24 行政なんでも 相談（布施）	25 本庁
26	27 本庁	28 中鴻池	29 本庁	30 —	31 本庁	

令和 7 年

11 月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
						1
2	3	4 布施	5 本庁	6 若江岩田	7 本庁	8
9	10 本庁	11 日下 本庁ナイター	12 本庁	13 四条	14 本庁	15
16	17 本庁	18 布施	19 本庁	20 若江岩田	21 —	22 本庁
23	24	25 近江堂	26 本庁	27 四条	28 本庁	29
30						